

# あおもい教育新聞号外

青森県教職員組合  
 青森市橋本1-2-25  
 TEL 017-734-7279  
 FAX 017-777-1440

## 2018年春闘要求書を提出

青森県教組は、教育条件整備・教職員の生活と労働条件改善のために、15項目の2018年春闘要求書を県教委へ提出しました。(要求書は裏面に掲載)春闘要求書の交渉は、5月31日の午後2時35分から、県教育庁教育委員会室で行われます。

### 【教育に穴があく】

今年度の人事異動が発表された後に、「養護教諭の先生がまだ決まっていない。」という声が、県教組へ届けられました。教育事務所等との交渉で、新学期が始まる前までに養護教諭の配置を強く求めてきました。新学期前に代替者は配置されましたが、様々な問題が発生しています。また、中学校の免許の関係で、講師が見つかっていないという問題も起きています。そのほか、初任研の後補充の講師が決まらず、校内で対応を迫られている学校もあります。

臨時・非常勤教職員の多用が、産育休・病休代替が見つからないという事態を生じさせている要因となっています。その結果、「教育に穴があく」実態が広がり、子どもたちの学習に与える影響も大きくなっています。仙台市では来年度の教員採用予定数を1.9倍に大幅引き上げ、定数内臨時講師の解消に力を入れ、今後数年かけて是正することにしました。青森県でも教育に穴があくことがないように県教委へ要求していきます。

### 【部活動指導手当の改善】

スポーツ庁は、今年の3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を発表しました。そのガイドラインでは、「1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行なう」としています。そして、都道府県教育委員会には、本ガイドラインに則ったものとなるよう改めて検討いただき、必要に応じて改訂をお願いしています。また、部活動支給手当の支給基準についても、「土日4時間程度の勤務を前提に3,600円と示していますが、これは、土日4時間以上行わないと部活動指導手当を支給しないという趣旨ではなく、各自治体の実態に応じて土日2時間以上4時間未満や土日3時間程度など、運動部活動の在り方に関する方針等を踏まえて、部活動指導手当の支給基準の時間の区分を見直すなど、柔軟に対応願います。」としています。こうしたことを受けて、青森県でも速やかに部活動指導手当の改善を要求していきます。

### 【長期休業中の学校閉庁日】

県教委は2月に「長期休業期間における学校閉庁日の設定について」を各市町村教育委員会へ通知しました。その通知を受けて、八戸市教育委員会は、本年度から毎年8月13日と14日を学校閉庁日とすることを決めました。閉庁日は原則、部活動など全ての教育活動を休止、各学校は閉庁日に職員を勤務させず、緊急時は教育委員会教育課が対応するとしています。また、まず2日間から実施し、状況を見て日数などを検討するとしています。昨年度から実施している五所川原市をはじめ、多くの自治体が学校閉庁日を導入するように、県教委へ働きかけていきます。

## 全教共済 総合共済 拡大キャンペーン実施中!

新規加入者へ1,000円分のQ.U.Oカードプレゼント!

・月々600円の給付で様々なお祝い・お見舞い給付 ※掛金は全額退職時に返還されます。



青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 様

青森県教職員組合

執行委員長 渡部 秀逸

## 2018年春闘要求書

日頃、子ども達の健やかな成長を願い、教育条件の整備・教職員の生活と労働条件改善のためにご尽力されていることに敬意と感謝を表します。公立小・中学校に働く教職員の待遇改善と民主的な教育行政の推進を心から期待して下記の通り要求します。

### 記

#### I. 賃金、手当等に関するもの

##### 1. 人事評価

- ①業績評価や能力評価が「全員B評価」でも、特に問題にしないこと。また、その趣旨を校長、地教委に伝達すること。
- ②教職員が自己評価を提出する際、根拠資料等の添付を求められることがないように各地教委や校長会等で指導すること。
- ③自己目標を設定する際、「教職員の人事評価制度の手引き」（平成28年3月）や評価者研修（平成28年4月）で示された目標設定において「使うべきでない表現」「NGワード」を抜本的に見直すこと。
- ④学校事務職員の人事評価の評価期間を、前期と後期に分けないで、教育職と同様にすること。

##### 2. 学校事務職員について、「給与の逆転現象」が生じないように改善すること。

3. 部活動指導手当の支給について、4時間程度の業務に従事した場合を3時間程度にすること。また、2時間程度従事した場合の手当を新設すること。

#### II. 学級編制等に関するもの

4. 青森方式の少人数学級を「小学校5年生、中学校2年生」へ拡充すること。

##### 5. 養護教諭・学校事務職員や特別支援学級の配置について

- ①学校事務職員の就学援助加配を国に報告した通り加配すること。
- ②養護教諭を全校配置すること。
- ③特別支援学級の定数を8名から6名に引き下げること。

6. 病休等の代替者を速やかに配置すること。

#### III. 民主教育推進に関するもの

7. 県が実施している「学習状況調査」を中止すること。当面、採点結果の報道機関への比較（結果）公表をしないこと。
8. 県中体連の総合開会式の廃止にむけて中体連事務局に要請すること。

#### IV. 労働基本権の確立、権利保障、人事に関するもの

##### 9. 多忙化解消について

- ①タイムカード等による客観的な「勤務時間の記録・管理」を進めるように、市教委・校長を指導すること。
- ②多忙化解消検討委員会答申の具現化のために、検討・検証の話し合いの機会を設けること。
- ③長期休業中の学校閉庁日を設けるなど教職員の勤務時間の軽減を図ること。
- ④指導要録など公簿の簡素化、電子化など、事務作業の軽減を図る具体策を早急に行うこと。
- ⑤地教委や教育事務所の学校訪問を減らすこと。

10. 「子の看護休暇」の認可される事由に「通級の送迎」を追加すること。

11. 「妊娠障害休暇」を新設すること。

12. パワーハラスメント防止と啓発のため、相談窓口や発生時の対応策について盛り込んだ「防止指針」を策定するとともに、「管理職への研修」「職員会議での周知徹底」等、具体策を進めること。

13. 夏季休暇を4日間から6日間へ増すこと。

#### V. 臨時教職員制度・教員選考試験に関するもの

14. 臨時教職員の「空白の1日」をなくすること。また、公立学校共済組合へ加入させること。

15. 臨時教職員の賃金について教育職給料表（二）2級を適用すること。当面、「最高号給打ち切り制度」を廃止すること。